

## Vākyapadīya (VP) 第2章 kk. 3-4

—〈vākya〉定義をめぐって—

本 田 義 央

1. バルトリハリは、VP 2. kk. 3-4において、P 2. 1. 1に対する vts. 9-10 と JS 2. 1. 46に見られる 〈vākya〉定義について論じている。本論文では、当該偈頌に対するブンヤラージャ注、MBhに対するカイヤタ注とナーゲーシャ注、またシャバラ及びクマーリラの解釈を比較したうえで、これらがどのようにして接点を持ちうるのかを明らかにする。

2. VP 2. k. 3においてバルトリハリは次のように述べる。

[VP 2. k. 3]〈nighāta<sup>1)</sup>等の確立のために、[文法学という]学術 (śāstra) において、[〈vākya〉定義がカーティアヤナによって]学術的に教えられている (paribhāṣita), そ [の定義によって定義される 〈vākya〉] と [ミーマーンサカがいう、相互に] 期待を伴った諸部分をもつ (sākāṅkṣāvayavam) [〈vākya〉] は、完全に特質を同じくするわけではない<sup>2)</sup>。

ここでいわれる定義は、次の三つである。

[1] ākhyātaṃ sāvyayakāra-kaviśeṣaṇaṃ vākyam / (vt. 9 on P 2. 1. 1)

「〈avyaya〉・〈kāra〉・〈kāra-kaviśeṣaṇa〉 [・〈kriyāviśeṣaṇa〉] を伴った 〈ākhyāta〉 が 〈vākya〉 である。」<sup>3)</sup>

[2] ekatīṅ / (vt. 10 on P 2. 1. 1)

「単一の 〈tīṅanta〉 を含むもの [が 〈vākya〉 である。]」

[3] arthaikatvād ekaṃ vākyam sākāṅkṣam ced vibhāge syāt / (JS 2. 1. 46)

「〈artha〉の単一性に基づいて、〈vākya〉は単一である。もし [それが] 分割されるとき、[分割された部分が] 相互の期待 (ākāṅkṣā) をともなうならば。」

まず、定義 [1] [2] が提示される前提を概観せねばならない。P 2. 1. 1 sam-arthaḥ padavidhiḥ は、〈pada〉に関する文法操作 (padavidhi) は、意味的に関係するもの (samārtha) に関する、という意味である。しかし、MBh ad p 2. 1. 1 において提示される意味統合 (ekārthibhāva) と相互期待 (vyapekṣā = parasparav-

yapekṣā) という統語原理 sāmārthya に関する二解釈のいずれによっても、望ましい結果が得られないパーニニ規則がある。たとえば、{ayaṃ daṇḍo harānena} {nadyās tiṣṭhati kūle} といった表現に対する P8. 1. 28 tiṅ atīnaḥ である<sup>4)</sup>。最初の表現中では、‘anena’ という代名詞 (sarvanāman) は ‘daṇḍaḥ’ を受けており、またそれ ‘hara’ という動詞形が表す取るという行為 (haraṇakriyā) に関して <karāṇa> として機能している。したがって、‘daṇḍaḥ’ の意味と ‘hara’ の意味の間には <sāmārthya> がある。そして、‘hara’ に先行する ‘daṇḍaḥ’ は、動詞形ではない (atīnanta)。したがって、‘daṇḍaḥ’ に後続する ‘hara’ に、P8. 1. 28が適用され、<nighāta> が結果する。なぜなら、P8. 1. 28は padavidhi であって、padavidhi は、P2. 1. 1に したがって、<sāmārthya> がある二つの <pada> に適用されるからである<sup>5)</sup>。しかし、これは望ましくない。また、{nadyās tiṣṭhatikūle} の場合、‘nadyāḥ’ は、‘kūle’ とは関係する。しかし、‘nadyāḥ’ と ‘tiṣṭhati’ の間には <sāmārthya> はない。したがって、P2. 1. 1が関与するとすれば、padavidhi である P8. 1. 28は適用されない。しかし、それは望まれない。そこで、この P8. 1. 28の適用非適用・のために、P2. 1. 1にかわるあらたな条件として「同じ <vākya> 中で」(samānavākye)<sup>6)</sup> という条件を提示する必要がカーティヤナにはあった。そして、その文脈での <vākya> をカーティヤナは定義しているのである。

さて、[1] をカイヤタは文法学という学術の分野でのテクニカルな定義 (pāribhāṣika) であるという<sup>7)</sup>。カイヤタは [1] の ‘ākhyātam’ という単数表現は、<vākya> 中に許される定動詞の個数を問題しており、それが複数ではなく、一個であることを意図している、と強調する。そして、彼にとって [2] は、[1] の ‘ākhyātam’ という単数表現の意図をより明確なものとして示すという役割を有するにすぎない。つまり、カイヤタは、[1] [2] にそれぞれ独自の適用領域を与えてはいない。[3] に関してカイヤタは、世間的な (laukika) 定義である、としている<sup>8)</sup>。

一方、ナーゲーシャはカイヤタが [1] をテクニカルな定義とすることを否定した上で、[1] [2] の適用領域を峻別する<sup>9)</sup>。そして、彼は [2] のみをテクニカルな定義であるとする。彼によれば、[1] 中の ‘ākhyātam’ という表現は定動詞の個数がひとつであることを意図しているわけではない。それは、たとえ、複数の動詞が含まれる表現についても、それらの間に主要・従属関係がある限り、その表現中の主動詞としての地位を充足するのは、主要なものただ一つだからであ

る。一方, [2] においては, 一つの定動詞形ということが意図されている。そして, この〈vākya〉定義が, {nadyās tiṣṭhati kūle} や {ayaṃ daṇḍo harānena} の場合の, 誤謬回避に対して有効である。したがって, ナーゲーシャは, [1] [2] にそれぞれ独自の適用領域を与えている。カイヤタの場合は, [1] の ‘ākhyātam’ に単数表現の意図を読み取ることによって, ナーゲーシャが [2] に与えた領域を [1] によってカバーさせているとすることができる。もちろん, この場合, ナーゲーシャが与える [1] 独自の領域について, カイヤタは正当な説明を与え得ない。

バルトリハリおよびプンヤラージャは, カーティヤヤーナの定義はテクニカルなものである, と述べるだけで, [1] [2] の適用領域に関して明確な区別は示していない<sup>10</sup>。しかし, P8.1.28の誤った適用を, {ayaṃ daṇḍo harānena} に, ‘asti’ を補うことにより, {ayaṃ daṇḍaḥ[asti]} と {harānena} という二つの〈vākya〉にすることにより回避していることから, 対象となる表現に含まれる動詞の個数を問題としていることは明らかである。しかし, この個数が, [1] [2] のいずれに基づくのかは明確ではない。

3. VP 2. k.4は, バルトリハリによる [3] の解釈であることが伝統的に認められている。

[VP 2. k.4] 〈vākya〉は, 分割されるならば (bhede), [相互に] 期待を有する [諸] 部分を有する (sākāṅkṣāvayava)。[しかし, 分割されない場合] 〈vākya〉は, 他 [の 〈śabda〉] を期待しない 〈śabda〉を有し, 行為を主要とし (karmapradhāna), 従属要素を有し (guṇavat), 一つの目的をもつ (ekārtha), と述べられている<sup>10</sup>。

この偈中の ‘artha’ をプンヤラージャは「目的」(prayojana) と注釈する。また, 「従属要素を有し」とは, 限定語 (viśeṣaṇapada) を伴ったという意味であり, 先に見たナーゲーシャの解釈に従うならば, それは名詞形はもちろん動詞形であってもいっこうに差し支えはない。「行為を主要とし」という場合の行為とは, 表現中の主要動詞の意味であるところの行為 (karman=kriyā) である。

ところで, プンヤラージャの artha を「目的」とする理解は, [3] に対するシャバラ及びそれを受け継ぐクマーリラの理解と共通する<sup>11</sup>。[3] は artha の単一性を根拠として (arthaikatvāt), 〈vākya〉の単一性を語っている。しかし, 〈vākya〉の artha の単一性は, [3] 中の artha を「目的」と理解しなければ説明できない。クマーリラは, [3] に対する TV において, artha を「目的」と理解した上で, ただ一つ特定の〈pada〉の artha が主要素であり, それ以外の

〈pada〉の artha は、その主要素の限定要素である、と述べる。そして、彼に  
 っの主要素は、定動詞形によって表示される 〈bhāvanā〉 である<sup>12)</sup>。

4. 以上をまとめれば次のようにいうことができよう。ナーゲージャは、[2] を  
 を P8. 1. 28 などの適用の際にテクニカルに用いられる 〈vākya〉 定義とし、カイ  
 ヤタは [1] [2] をともにテクニカルなものとしている。ブンヤラージャの解釈  
 は、カイヤタの理解に通じる。ナーゲージャとの相違は [1] の ‘ākhyātam’ に  
 定動詞形の個数の制限を読み取るか否かという点ある。この解釈をとれば、バリ  
 トリハリが VP 2. k. 3 でいうように、[1] [2] と [3] は同じ定義ではない、と  
 いうことになり、ナーゲージャの解釈に従えば、[1] と [3] は軌を一にすると  
 いうことになる。いずれにせよ、これら三つの定義が接点をもち、それらが比較  
 の対象となるのは、これらが 〈vākya〉 をそこに表現される主要素としての動詞  
 の意味の観点から定義しているからなのである。

[略号] JS: Jaiminisūtra, MBh: Mahābhāṣya, P: Pāṇinisūtra, TV: Tantravārttika,  
 VP2: Vākyapadiya chap. 2(Iyer ed.), vt. Kātyāyana's Vārttika.

[参考文献] S.D. Joshi, Vyākaraṇa-Mahābhāṣya, Samarthāhnikā, Poona, 1968.

- 1) udātta アクセントの脱落 = anudāttasvara
- 2) nighātādivyavasthārtham śāstre yat paribhāṣitam/sākāṅkṣāvayavaṃ tena na sarvaṃ tulyalakṣaṇam//
- 3) MBh ad P2. 1. 1 の当該 vt. に関する議論を参照せよ。
- 4) この P8. 1. 28 は定動詞形でないもの (atiñ) に後続する定動詞形 (tiñanta) に対  
 する 〈nighāga〉 を規定している。
- 5) P8. 1. 28 は P8. 1. 16 padasya 及び P8. 1. 17 padāt の支配下にある。
- 6) vt. 11 on P2. 1. 1 & vt. 5 on P8. 1. 18.
- 7) Pradīpa on P2. 1. 1 & on P8. 1. 18.
- 8) Pradīpa on P2. 1. 1 & P8. 1. 28. ただし、[1] [3] の相違をカイヤタは具体的に  
 明らかにはしていない。
- 9) Uddyota on P2. 1. 1 & P8. 1. 28.
- 10) sākāṅkṣāvayavaṃ bhede parānākāṅkṣāśabdakam/ karmapradhānaṃ guṇavad  
 ekārtham vākyaṃ ucyate// ここでバルトリハリが語る 〈vākya〉 の単一性は彼の究  
 極的な立場からの単一性ではないのは、‘parānākāṅkṣāśabdakam’ から明らかである。
- 11) TV on JS 2. 1. 46. なお [3] のクマーリラの理解については、川上真一「クマ  
 リラの文意論」『南都仏教』69号, 1994, pp. 57-82 に詳しい。
- 12) TV on JS 2. 1. 46.

〈キーワード〉 vyākaraṇa, Vākyapadiya, Bhartṛhari, vākya

(広島大学助手)